

### 平成30年度の国民健康保険料率等をお知らせします

平成30年度の納付書は、6月中旬に送付します。  
■保険年金課(☎231-1930)

区分		医療分保険料	後期分保険料	介護分保険料
保険料(率)	所得割	9.6%	2.8%	3.3%
	均等割額	25,500円	7,600円	9,800円
	平等割額	23,700円	7,000円	6,700円
賦課限度額		58万円	19万円	16万円

### 乳幼児医療費を助成します

■義務教育就学前児 〇所得制限  
 ■乳幼児の父母の平成29年度市町村  
 民税所得割額(税額控除前)の合  
 計が13万6700円以下(年少扶養  
 控除等の廃止前の方法で再計算し  
 た額が前記の額以下の場合を含む)  
 の方 ※所得制限を超えている場  
 合、3歳未満(3歳の誕生日を迎え  
 る月の月末まで)の乳幼児は市独自の  
 制度で助成 〇乳幼児の健康保  
 険証、印鑑、平成29年1月2日以  
 降転入の方は平成29年度市町村民  
 税の税額の方かる物(父母両方分)  
 ■子ども家庭支援課、各総合支所  
 市民生活課、各支所へ。  
 〇子ども家庭支援課(☎231-1928)

### ひとり親(母子・父子)家庭相談窓口をご利用ください

突然配偶者を失った方、離婚など  
 でひとり親家庭となった方、現在  
 離婚を検討中の方、生活してい  
 く上で不安や悩みを一人で抱えて  
 いませんか。今後の生活について  
 専門の支援員が相談に応じ、就労  
 支援など、一人ひとりを支援しま  
 す。※秘密厳守 ※面接希望者は  
 事前に電話予約を ※受け付けは  
 平日の午前9時～午後4時  
 〇子ども家庭支援課(☎231-1358)



### 4月から特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が変わります

〇月額 ▼特別児童扶養手当…1  
 級Ⅱ5万1700円、2級Ⅲ3万  
 4300円 ▼障害児福祉手当Ⅱ  
 1万4650円 ▼特別障害者手  
 当Ⅱ2万6940円 ▼経過的福  
 祉手当Ⅱ1万4650円  
 〇障害者支援課(☎231-1917)

### 高齢者保健福祉実態調査に協力を

高齢者の保健福祉サービス向上  
 の資料とするため、5月1日現在  
 市内の65歳以上の一人暮らしの方  
 75歳以上の二人暮らしの方などを  
 対象に実態調査を行います。

各地区の民生委員が5月中旬～  
 6月中旬に訪問します。  
 〇長寿支援課(☎231-1168)

### 重度心身障害者医療費受給者証の更新

現在、重度心身障害者医療費受  
 給者証を持っている方、昨年度非  
 該当だった方は、今年度から更新  
 手続きが必要となります。6月末  
 に障害要件、所得要件を満たした  
 方は受給者証を、非該当の方は、  
 非該当通知を発送します。※更新  
 手続きが必要な方には後日更新書  
 類を送付します  
 〇障害者支援課(☎231-1917)



### 各総合支所市民生活課

- ▼菊川(☎287-4003)
- ▼豊田(☎766-2180)
- ▼豊浦(☎772-4023)
- ▼豊北(☎782-1922)

### 国民健康保険料は口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に  
 納められる口座振替がお勧めです。  
 〇市内に本・支店がある金融機関  
 か郵便局へ。  
 〇保険年金課(☎231-1689)、各  
 総合支所市民生活課

### 行政相談・人権相談・年金相談(5月)

- 行政相談…国の行政機関に関する苦情、要望、意見等  
 【詳細】山口行政監視行政相談センター  
 (☎083-932-1100)
  - 人権相談…差別、暴行、虐待、セクハラ、パワハラ、  
 いじめ、体罰、名誉侵害等、人権問題全般  
 【詳細】山口地方法務局 下関支局(☎234-4000)
  - 年金相談…年金に関する事  
 【詳細】山口県社会保険労務士会 下関支部  
 (☎083-923-1720)
- 〇生活安全課(☎242-0797)

内容	日	曜	時間	会場
行政相談	9	水	13:00~16:00	市役所本庁舎新館5階
	10	木	13:00~16:00	長府公民館
			10:00~12:00	菊川町総合福祉会館
	15	火	10:00~12:00	豊浦総合支所
	21	月	10:00~12:00	豊北保健センター
	24	木	13:00~16:00	川中公民館
人権相談	10	木	10:00~12:00	長府東公民館
	15	火		安岡公民館
	25	金		川棚公民館
年金相談	10	木	13:00~16:00	社会福祉協議会豊田支所
				長府公民館

### 介護予防教室

〇市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない、要  
 介護認定がない方 〇下表の通り 申▷申込先=①サンテココア(☎  
 242-9121) ②茜会在宅医療部(☎250-7818) ③リハピス(☎090-  
 6401-1122) ④ラララ薬局王司店(☎249-5070) ⑤菊川スポーツ  
 ラブ(☎287-2820) ⑥長寿支援課 ▷申込期限=5月18日(金)  
 〇長寿支援課(☎231-1340)

NO	会場	曜	時間	定員
いきいきふれあい教室(全12回程度)				
①	ドリームシップ	木	13:30~15:00	20人
②	市民センター	火	10:00~11:30	
①	北部公民館	火	10:00~11:30	
	彦島公民館	金		
③	長府公民館	水	13:30~15:00	
	清末公民館	火		
④	綾羅木会館(綾羅木本町)	月	10:00~11:30	
③	吉見公民館	火		
①	勝山公民館	木	13:30~15:00	
	菊川ベルちゃん体育館	月		
	小串公民館	金		
⑤	滝部公民館(太陽館)	水	10:00~11:30	
		水		13:30~15:00
プール元気教室(全20回程度)				
⑥	ウイングススポーツクラブ(形山みどり町)	火	13:30~15:00	15人
筋力はずつつ若返り教室(全20回程度)				
⑥	ウイングススポーツクラブ(形山みどり町)	金	8:30~10:00	10人
		山の内内科(武久町)	水	

### 下関年金事務所の予約相談

下関年金事務所の相談窓口では混雑が予想されます。相談・手続きの際は、前日まで予約してください。



予約時に基礎年金番号が分かつと、当日スムーズに手続きができます。

### 後期高齢者医療健康診査の受診を

平成31年3月31日(日)まで

※対象者には受診券を送付済み  
▽健診項目Ⅱ問診、診察、血液検査、尿検査  
▽受診機関Ⅱ市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付)  
▽受診券を紛失した場合Ⅱ被保険者証を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で受診券の再交付申請を。

▽結果Ⅱ受診した健診機関

### 生活・福祉の総合相談窓口

#### 「どうしよう」を相談しよう!



仕事や就職活動、住まい、借金、滞納など、どこに相談していいかわからない生活・福祉に関する悩み、困り事の解決を支援します。  
※家族や身近な方からもご相談いただけます

相談無料、秘密厳守

平日午前9時～午後5時

社会福祉法人下関市社会福祉協議会

- 【本所】☎232-2003(貴船町)
- 【菊川支所】☎287-0126(下岡村)
- 【豊田支所】☎766-0641(矢田)
- 【豊浦支所】☎774-1122(川棚)
- 【豊北支所】☎782-1745(滝部)

から郵送で通知するか、直接結果を説明  
☎500円  
☎健康診査受診券(オレンジ色の紙)、質問票、後期高齢者医療被保険者証

☎231-1306、各総合支所市民生活課



## 相談

### 弁護士無料法律相談

●豊浦総合支所Ⅱ回5月18日(金)午後1時～4時  
☎6人(先着順)  
☎5月1日～18日に、電話で豊浦総合支所(☎772-4018)へ。

●市民相談所Ⅱ回毎週月・木曜日の午前9時～正午、午後1時～4時  
※祝日を除く  
☎12人(先着順)  
☎相談日の1週間前から直接か電話で  
※職員による一般相談は平日の午前9時～午後4時

☎市民相談所(☎231-3730)

### 婦人相談員にご相談ください

配偶者からの暴力(DV)やデートDVなど女性に関わる問題について婦人相談員が面接、電話で相談に応じます。



☎平日の午前9時～午後4時  
☎市民相談所(市役所本庁舎新館5階)  
▽相談電話Ⅱ☎231-1156  
☎福祉政策課(☎231-1418)



## お知らせ

### 漏水調査に協力を

水資源の有効活用や安定給水の確保、漏水による道路陥没などの事故防止のため、専門業者



に委託して水道管の漏水調査を実施します。道路から宅地内のメーター付近まで調査を行いますので、ご協力をお願いします。

☎調査地域Ⅱ旧下関市内全域  
▽調査期間Ⅱ5月上旬～翌年3月中旬  
☎上下水道局給水課(☎231-8860)

### インターネット公表

☎申込期間Ⅱ5月25日午後1時～6月11日午後11時  
▽せり売り期間(動産等)Ⅱ6月18日午後1時～6月20日午後11時  
▽入札期間(不動産)Ⅱ6月18日午後1時～6月25日午後1時  
※内容の変更や公売中止の場合あり  
※公売財産、申し込みの詳細は市ホームページかYahoo!Japanホームページで確認を  
☎納税課(☎231-1170)

## ご存知ですか「障害者差別解消法」

障害を理由とする差別をなくしていくため、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されています。この法律では、行政機関などのもとより、個人事業者やNPOなども含む民間事業者は、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりなどの不当な差別扱いが禁止されています。障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

各関係行政機関が適切に対応するための対応指針を公表していますので、民間事業者の方は、確認してください。

▷対応指針に関する内閣府ホームページ = <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

### ●相談窓口の設置

障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置しています。困ったときは、市基幹相談支援センター(☎231-1959 ☎235-3210)へ。▷受け付け=平日の午前8時30分～午後5時15分  
☎障害者支援課(☎227-4199)

## 下関市一般廃棄物処理基本計画

今後10年間の本市の一般廃棄物処理行政の基本的な方針となる新たな「下関市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

【目標値】▷1人1日当りごみ排出量980g  
▷リサイクル率24%

▷最終処分率2.9% ※計画の詳細は市ホームページで閲覧可、本庁舎新館1階エントランス、本庁管内12支所、各総合支所で概要版を配付 ※数に限りあり  
☎クリーン推進課(☎252-7165)